

もつと知りたい

36

# 徳川家の天領地——杭瀬下の歴史——

「昔は杭瀬下村は御天領であつたから、松代藩での農民

に知行地として与え、残りの四百万石が徳川家の天領地となつてゐる。

その下に書役や侍・足輕・仲間  
小者など所属している。

しかし、天領下の免（税率）は  
およそ三割納であつたので、  
栗佐村の農民が、「お宅は年貢

一揆の騒動などで、多くの人が夜杭瀬下を通過するときは、たいまつを下に向けておそろ

江戸時代では、人間一人あたり一年間の必要生活費は、一日米五合の計算である。

埴科郡坂木領の村高と年貢は、全体の貢租は約三三セントであり、江戸時代の一般農村の平均値

が低いからいいね」と、もう  
したという。

おそろ通りすぎたものだ」という話を大正から昭和のはじめ頃、古老からよく聞いたものであつた。村民も多少の優越感と自尊心あるいは誇りのようなものを持つていたようである。

坂木、中之条天領の歴史的  
変遷をみると、天和八年（一  
六二二）に幕府直轄領となつ  
たが、十三年後私領地となり、  
元禄十五年（一七〇二）十二  
月坂木藩板倉氏が、福島へ移  
つてから再度天領地になり、

五公五民の五〇セイより低率で  
ある。

しかし、杭瀬下・新田村は  
山林に恵まれず松代藩所有の  
西山への入札を購入してから  
入山燃料を求めた。

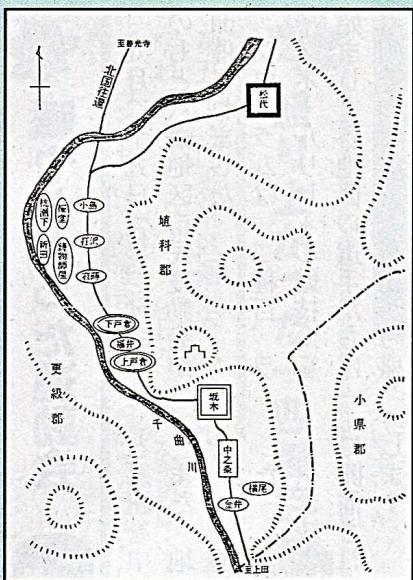
般には農家育成の一法として田畠の永代売買を禁止した寛永三十年（一六四二）置、慶安の「お触書」には「年貢さえすまし候得ば百姓ほど心易きものは之無」とあるが、年貢完納するため、平素の心掛

一体、天領といふことは、どういう土地柄であつたのであろうか。天領は幕府直轄の領分で、これを「御料」という天領といふのは俗称である。徳川の領分は俗に八百万石。そのうちの約半分を旗本たち

明治元年まで一六五年間続いたのである。坂木五千石十四か村は農業生産的にも価値のあるところであつた。

内の杭瀬下・新田両村が水害のための減免申請を受け、御林（幕府管理地）から正徳五年（一七一五）（一札之事）として川除普請用木、柏木合計一五〇本の払下げをした受取證がある。さて、代官を通じて

けについては、その条文によつて、当時の厳しい農民の姿がよく分かる。「朝起き致し、朝草を刈、昼は田畠耕作にかかり、晩には繩をなひ、たわらをあみ、何にてもそれぞれの仕事、油断無く仕事すべき



坂木五千石地帶略図（「更級埴科地方誌」）

代官は年貢  
収納を中心  
に村々の庄  
屋、百姓ら  
を支配して  
いる。その  
他手付・手  
代があり、

たり、川に舟を浮かべれば「小物成」という税を納めたのである。そして一俵につき一升の「込米」あるいは欠米の用意手付、手代用の給料の「口米」は一俵で一升、一俵が三斗五升として、もう五升ずつ余分に用意しなければならない。

候に付、雑穀専一に候間麦・粟・稗・菜・大根共外何にても雑穀を作り、米を多く喰いつぶし候はぬようつかまつるべき候」というように、細部にわたつて指令している。